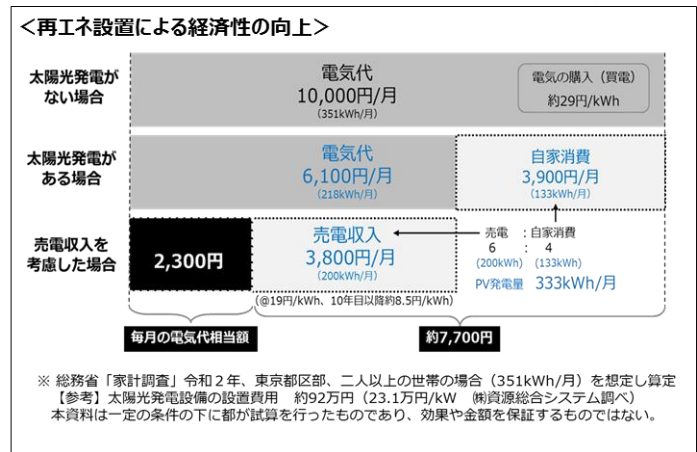
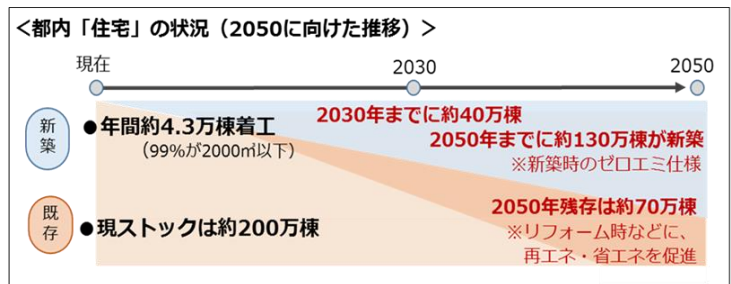
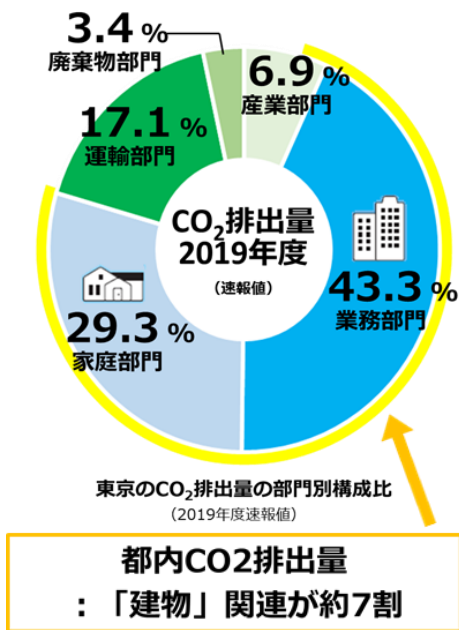


## 2030年に向けた新築建物に関する取組について

～ カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会（第1回）への提案（概要）～

### 1 取組の必要性

- 都内CO<sub>2</sub>排出量の約7割は「建物」に関連して排出
- 建物は数十年使用されるため、今後の新築される建物が2050年時点の建物ストックの過半数を占める見込
- 建物稼働時のCO<sub>2</sub>排出量を大幅に削減できる建物性能を備えることが不可欠
- 太陽光発電設備の設置は、電気代削減や売電収入が得られ、停電時にも電気を使用できるなどメリットがある



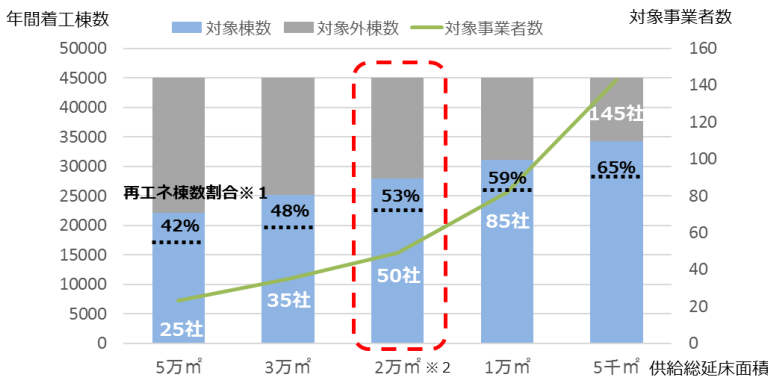
### 2 「建築物環境計画書制度」の強化（対象：大規模（2,000m<sup>2</sup>以上）の新築建物）

- 建物、敷地内の太陽光発電設備等の設置の最低基準（義務付け）の新設と評価基準の強化
- 再エネの導入に積極的な事業者の取組を後押しするため、再エネ調達（敷地外設置、再エネ電気購入）に関する評価項目の追加を検討

### 3 新制度の検討（対象：中小規模(2,000m<sup>2</sup>未満)の新築建物)

- 都内に一定以上の新築住宅等を供給する事業者（ハウスメーカーや不動産デベロッパー等）に、太陽光発電設備等の設置の義務付けと誘導基準を導入
- 太陽光発電設備の設置義務量は、設置実態（最小容量）や都内の地域特性等を踏まえて設定
- 対象の供給事業者ごとに弾力的な設置が可能となる仕組みとすることを検討

<都内の中小規模住宅に関する、対象事業者数やその占める割合について>

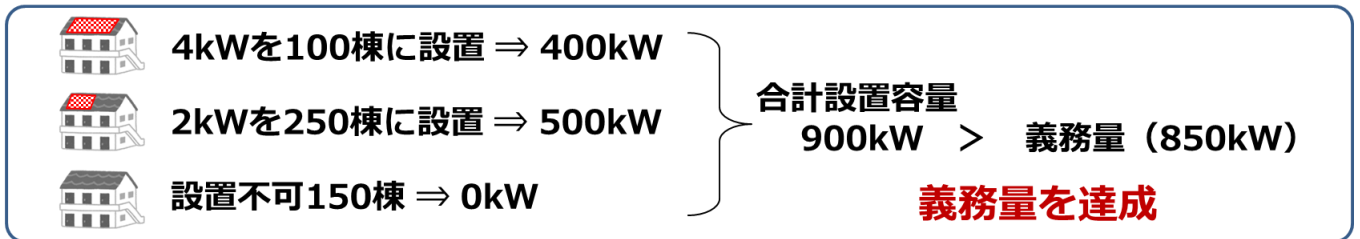


供給総延床面積を2万㎡※2以上を  
制度対象とする

- ・ 目標達成に向けて最小限の対象規模
- ・ 対象者の多くが住宅の省エネ性能を牽引する国の住宅トップランナー制度の対象と一致（1万㎡とした場合、半数程度）
- ・ 義務対象者以外への波及的効果も期待
- ・ 新制度実施後、再エネ棟数割合の状況を踏まえながら制度対象者を見直すことを検討

※1 再エネ設置棟数の割合は屋根への設置ポテンシャルや都内の地域性等を考慮して推計  
※2 2万㎡は戸建住宅では200棟程度に相当

### <義務達成のイメージ>



【出典】11月29日「カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会」資料

### 4 検討スケジュール等

- カーボンハーフ実現に向けた条例改正のあり方検討会（第1回）（11/29 実施済）
- 制度対象事業者の意見表明（1/26 及び2/8 実施済）
- 令和4年4月以降 企画政策部会・総会 中間まとめ